

請戸川土地改良区土地改良施設使用規程

(目的)

第1条 本土地改良区の財産を本来の事業の目的を妨げない範囲で、他の目的に使用させる（以下「他目的使用」という。）場合については、法令、定款、規約及び管理規程に別段の定めあるものの外、この規程の定めるところによる。

(施設の範囲)

第2条 この規程における施設とは、土地改良区が維持管理しているすべての施設をいう。

(使用の承認)

第3条 この土地改良区の財産を他目的使用とする者又は、使用させていることが明らかな者（以下「使用者」という。）は、財産他目的使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一、位置図（縮尺2500分の1程度）
- 二、住宅地図の写し
- 三、公図の写し
- 四、実測平面図
- 五、救積図及び面積計算書
- 六、浄化槽図面
- 七、放流口の構造図
- 八、水質試験表（廃水に係る場合）
- 九、排水経路図（申請地から放流される河川までの経路図）
- 十、施行計画書
- 十一、計画平面図
- 十二、関係行政区の意見書（指示があった場合）
- 十三、利害関係人の同意書（同意が得られない場合、その理由書）
- 十四、前各号に掲げる書類等ほか、理事長が必要と認めるもの

2 前項の使用者のうち廃水の流入にかかるもので、排水が1.5 m³／日又は浄化槽10人槽を超えるものは合併浄化槽でなければならない。

(契約書の締結)

第4条 前条の承認を受けた使用者は、直ちに請戸川土地改良区管理施設使用契約書（様式第2号）を締結しなければならない。

(廃水の水質基準)

第5条 財産のうち農業用用排水路等に排出する廃水の使用者は【別表1】【別表2】に定める水質基準及び当該事業の法令基づく水質基準に従い支障のないよう放流しなければならない。

2 廃水の水質基準を維持するために、必要な処置をとること。また、法令で定める点検等を受けること。

(立入検査)

第6条 理事長が必要と認めたときは、立入検査をすることができる。

また、前条第2項に関わる点検記録簿、整備記録簿等を立入検査日より過去五年間分を閲

覧することができる。

(使用期間)

第7条 使用者の使用期間は、1年以内とし、引き続き使用したい場合には使用期間満了の日前の30日以内承認を得ること。ただし、1年以内とすることが著しく実情にそわないと理事長が認めるときは、5年以内とすることができます。又、使用者が半永久的に使用する住宅進入路や雨水排水等については施設が存続する期間とする。

(承認の取り消し及び変更)

第8条 第3条の承認を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても土地改良区は一切その責を負わない。

- 一、偽りその他不正な手段により第3条の承認をうけたとき。
- 二、この規程の規定又は第3条の承認に付した条件に違反したとき。
- 三、土地改良区において施設等の改修又は、異常事態により維持管理に支障が生ずる恐れや公益上やむを得ない理由が発生したとき。
- 四、土地改良区の承認を得ないで使用権を第三者に譲渡し又は、土地改良区に対し不利益な行為があった時やその他理事長が必要と認めたとき。
- 五、使用料を納入しないとき。

(現状回復義務等)

第9条 第3条の承認を受けた使用者は、次ぎの各号のいずれかに該当したときは、速やかに当該財産を原状に回復しなければならない。ただし、理事長の承認を受けたときは、この限りではない。

- 一、前条の規定により許可が取り消されたとき。
 - 二、使用期間が満了したとき。
 - 三、使用を終了したとき、又は廃止したとき。
- 2 前項の規定により当該財産を原状に回復したときは、延滞なく理事長の検査を受けなければならない。

(使用料等の徴収及び納入方法)

第10条 理事長は、第3条の承認を受けた使用者から請戸川土地改良区手数料規程に定める同意手数料のほか【別表3】に定めるところにより契約金及び使用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。契約日が年度の中途である場合は、契約日を含めた月から年度最終月までを月割りで徴収する。年度とは4月から翌年3月までをいう。

- 2 同意手数料及び使用料等は承認後直ちに納付するものとする。
- 3 納入のあった使用料等は維持管理組合等に対する管理委託費及び管理費交付金等の交付規程により交付する。

(使用料等の減免)

第11条 理事長は、財産を次ぎの各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

- 一、国又は公共団体において財産を公用又は公共用に供するとき。
- 二、前号に揚げる場合ほか、理事長が特に必要と認めたとき。

第12条 第10条の規定により徴収した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のい

ずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を返還することができる。

一、第7条の第3号の規定により取消し又は変更をしたとき。

二、天災その他事情により使用が不能又は著しく困難になったものと理事長が認めたとき。

(被害補償)

第13条 使用者は常に善良なる管理を行ない被害の防止に留意するとともに万一施設及び農作物等、第三者に被害を与えた場合は、理事長が査定した損害を補償しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めない事項及び使用料については、その都度理事会で定める。但し、軽易なものは、理事長が定めることができる。

附則

1. この規程は、平成21年 8月26日から施行する。

2. 施行日以前に契約したものは、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、平成26年 9月 4日から施行する。

この規程は、平成27年 2月24日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 3日から施行する。

別表 1

水質基準

項目	雑排水及び単独浄化槽水	合併浄化槽水
P H (水素イオン濃度)	6. 0~8. 0	6. 0~8. 0
B O D (生物化学的酸素要求量)	90 mg以下/L	20 mg以下/L
S S (浮遊物)	100 mg以下/L	50 mg以下/L

別表 2

項目	住宅及び農業用施設周辺の 公共水域の水中濃度
セシウム134	60 Bq以下/L
セシウム137	90 Bq以下/L

※この基準は放射性物質対策特別措置法施行規則第25条第1項第6のイを
準用。

別表 3

契約金及び使用料

1. 廃水の流入

種 別	適 要	契約金額	年間使用料
雑排水、単独浄化槽水(事業所等)	1軒 1日 7 L/m i n 以上	30, 000円	20, 000円
合併浄化槽水	12人槽以下	10, 000円	0円
同上	13人槽～ 50人槽以下	30, 000円	20, 000円
同上	51人槽～100人槽以下	30, 000円	30, 000円
同上	101人槽以上	30, 000円	40, 000円

2. その他

種別	摘要	契約金額	年間使用料
電柱、電話柱等	1本、又は1条	1, 000円	500円
送電鉄塔	面積 1m ²	500円	500円
管類の設置	1m (経 1. 0m未満)	300円	300円
同上	1m (経 1. 0以上)	500円	500円
橋梁、又は蓋板	1カ所 (5. 0m未満)	3, 000円	3, 000円
同上	1m (5. 0m以上)	1, 000円	1, 000円
広告板	広告表示面積 1m ²	2, 000円	2, 000円